

青森県環境教育等に係る体験の機会の際の認定申請の手引き 新旧対照表（該当箇所抜粋、朱書き見え消し）

改正前	改正後
<p data-bbox="331 453 900 533">青森県環境教育等に係る体験の機会の際 の認定申請の手引き</p> <p data-bbox="331 600 900 628">(環境教育等促進法第 20 条に基づく認定制度)</p> <p data-bbox="465 1177 766 1302">平成 28 年 12 月 (令和 3 年 3 月一部改正) 青 森 県</p>	<p data-bbox="1339 453 1908 533">青森県環境教育等に係る体験の機会の際 の認定申請の手引き</p> <p data-bbox="1339 600 1908 628">(環境教育等促進法第 20 条に基づく認定制度)</p> <p data-bbox="1473 1177 1774 1302">平成 28 年 12 月 (令和 6 年 4 月一部改正) 青 森 県</p>

改正前	改正後
<p>目次 (略)</p> <p>1 はじめに (略)</p> <p>2 認定の要件 (1) (略)</p> <p>(2) 申請事業が青森県環境計画※に照らして適切なものであること。</p> <div data-bbox="174 619 1111 810" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>青森県では、青森県環境計画を法第8条第1項に基づく都道府県行動計画として位置付けており、県民や事業者等が体験の機会を提供し、環境教育等を実施することは、同計画に掲げる施策の推進に寄与する取組に該当しますので、申請事業の内容等により審査を行うこととなります。</p> </div> <p>※第6次青森県環境計画（令和2年3月策定）の政策6参照。 詳しくは、下記の県ホームページ（第6次青森県環境計画）を御覧ください。 <a href="http://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/kankyokeikaku-6th.html">http://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/kankyokeikaku-6th.html</a></p> <p>(3) ～ (9) (略)</p>	<p>目次 (略)</p> <p>1 はじめに (略)</p> <p>2 認定の要件 (1) (略)</p> <p>(2) 申請事業が青森県環境総合プラン※に照らして適切なものであること。</p> <div data-bbox="1182 619 2119 858" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>青森県では、青森県環境総合プランを法第8条第1項に基づく都道府県行動計画として位置付けており、県民や事業者等が体験の機会を提供し、環境教育等を実施することは、同計画に掲げる施策の推進に寄与する取組に該当しますので、申請事業の内容等により審査を行うこととなります。</p> </div> <p>※青森県環境総合プラン（令和6年3月策定）の政策V参照。 詳しくは、下記の県ホームページ（青森県環境総合プラン）を御覧ください。 <a href="https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/kankyo/kankyo-sogo-plan.html">https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/kankyo/kankyo-sogo-plan.html</a></p> <p>(3) ～ (9) (略)</p>

改正前	改正後
<p>3 申請の手順</p> <p>申請者は、本手引きを参照の上、必要な申請書類を作成し、青森県環境生活部環境政策課まで提出してください。なお、申請を考えている方は、申請手続きを円滑に行うため、事前に御相談ください。</p> <p>申請書を受理した後、審査を行います。審査では、申請内容が認定の要件を満たすものであるかについて確認するとともに、必要に応じて現地調査も行います。</p> <p>なお、認定の申請に係る標準処理期間は60日（申請者が補正等をしている期間は除く。）としています。</p> <p>4～11（略）</p> <p>12 問い合わせおよび申請書等提出先</p> <p>青森県環境生活部環境政策課 環境管理グループ 〒030-8570 青森市長島一丁目1-1（青森県庁舎北棟7階） 電話 017-734-9241 FAX 017-734-8065 青森県庁ホームページ - 環境教育等促進法に基づく体験の機会の場の認定制度について - <a href="http://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/taikennokikainoba_nintei.html">http://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/taikennokikainoba_nintei.html</a></p> <p>※体験の機会の場として提供される土地又は建物の全部が中核市（青森市又は八戸市）の区域内に含まれる場合は、各市が認定事務を行いますので、各市の担当課へお問合せください。</p>	<p>3 申請の手順</p> <p>申請者は、本手引きを参照の上、必要な申請書類を作成し、青森県環境エネルギー部環境政策課まで提出してください。なお、申請を考えている方は、申請手続きを円滑に行うため、事前に御相談ください。</p> <p>申請書を受理した後、審査を行います。審査では、申請内容が認定の要件を満たすものであるかについて確認するとともに、必要に応じて現地調査も行います。</p> <p>なお、認定の申請に係る標準処理期間は60日（申請者が補正等をしている期間は除く。）としています。</p> <p>4～11（略）</p> <p>12 問い合わせおよび申請書等提出先</p> <p>青森県環境エネルギー部環境政策課 地球温暖化対策グループ 〒030-8570 青森市長島一丁目1-1（青森県庁舎北棟7階） 電話 017-734-9243 FAX 017-734-8065 青森県庁ホームページ - 環境教育等促進法に基づく体験の機会の場の認定制度について - <a href="http://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/taikennokikainoba_nintei.html">http://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/taikennokikainoba_nintei.html</a></p> <p>※体験の機会の場として提供される土地又は建物の全部が中核市（青森市又は八戸市）の区域内に含まれる場合は、各市が認定事務を行いますので、各市の担当課へお問合せください。</p>